

児童扶養手当制度の拡充を求める意見書

児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、離婚によるひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与することにより、その家庭で養育されている子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当で、所得に応じて子ども1人最大月額4万3,160円、第2子加算1万190円、第3子以降加算6,110円が支給されています。所得が増えるほど支給額が減り、所得制限の限度額に近い世帯は、児童扶養手当支給世帯以下の生活レベルに陥るといった逆転現象がおきて困窮しています。また、様々なひとり親家庭への支援制度の多くは「児童扶養手当」の有無が基準になっているため、児童扶養手当対象外になると様々な支援からもこぼれてしまう実態があります。

NPO法人が今年7月に行った調査によると、コロナ禍のもとでシングルマザーの7割が雇用形態の変更や減収に見舞われ、ひとり親世帯の暮らしがますます厳しさを増している実態が明らかになっています。格差を固定化させず、貧困の連鎖を断つためにも、児童扶養手当制度のさらなる拡充が求められています。

よって、国においては、児童扶養手当制度について、下記による事項の改善を早急に図るよう強く要望します。

記

- 1 所得制限を緩和し、支給対象の拡大を図ること。
- 2 第二子以降の加算額を増額すること。
- 3 子の扶養者が公的年金を受けている場合でも併給できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

春日部市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様